

◇令和6年度川崎市校庭夜間開放の御案内◇

1 趣旨

地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校教育に支障の無い範囲で、夜間の校庭を開放し、これらの活動を通して社会体育活動・地域教育活動の振興をはかります。

2 施設一覧

- (1) 川崎区 臨港中学校 川崎市川崎区浜町 2-11-22
 (2) 幸区 塚越中学校 川崎市幸区塚越 1-60
 (3) 中原区 東住吉小学校 川崎市中原区木月住吉町 1-11
 (4) 高津区 久本小学校 川崎市高津区久本 3-11-3
 (5) 宮前区 菅生中学校 川崎市宮前区菅生 2-10-1
 (6) 多摩区 南生田中学校 川崎市多摩区南生田 3-4-1
 (7) 麻生区 麻生小学校 川崎市麻生区上麻生 3-24-1

3 実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

4 実施日及び実施時間

- (1) 実施日
 平日・土曜日・祝日

- (2) 実施時間

区・学校	実施時間
川崎区臨港中学校、幸区塚越中学校、宮前区菅生中学校	午後7時 ～ 午後9時
中原区東住吉小学校、高津区久本小学校、麻生区麻生小学校	午後6時 ～ 午後9時
多摩区南生田中学校	午後6時30分 ～ 午後9時

5 利用できない日

- (1) 日曜日
 (2) 学校、教育委員会、川崎市の主催事業実施日及び地域行事の実施日
 (3) 施設工事等管理上支障がある日
 (4) 学校施設開放運営委員会が指定した日
 (5) その他

6 利用できる団体

市内に在住・在勤・在学の10人以上で構成された団体

※営利目的、政治的または宗教的活動のために使用することは出来ません。

7 利用できる種目

サッカー、ソフトボール、テニス、地域活動、その他教育委員会が認めたもの

8 費用の負担

照明の電気代として、30分につき500円を利用団体に負担していただきます。毎月の利用受付日に、必要な枚数の照明点灯用のコイン(1枚500円)を購入してください。

東住吉小学校のテニスコートは3時間500円で、コインは3枚500円の販売です。コインの種類が異なりますので注意してください。

※市民館のみでコインを販売しています。必ず利用受付日に購入してください。

利用登録した学校が所在する区の受付会場(教育文化会館・各市民館)のみで受け付けています。「10 利用受付(利用申込・調整)」(2ページ)参照。

※臨港中学校では予約システムの試験導入をしており申込方法が異なります。登録時に別途御案内いたします。なお、お問い合わせ等は教育委員会事務局地域教育推進課（電話 044-200-1142）へ御連絡ください。

9 利用団体登録について

(1) 団体登録に必要な書類

- ア「川崎市学校施設開放利用団体登録票（2枚複写）」1部
- イ「団体の規約等団体の活動内容のわかる資料」1部
- ウ「令和6年度校庭夜間開放登録団体利用者名簿」1部
- エ「注意事項確認書」1枚

※規約の作成例や利用者名簿の様式は、川崎市のウェブサイトに掲載しています。

「川崎市学校施設開放」で検索し、「学校施設利用の案内→校庭夜間の利用について」

※団体登録は、川崎市内で1校のみとなります。2校以上の複数登録はできません。

(2) 提出先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
川崎市教育委員会事務局 地域教育推進課 校庭夜間開放担当宛



校庭夜間の利用について

(3) 提出期限

令和6年1月31日(水)必着（令和6年4月から利用希望の団体はこの日までにお送りください。）その後は、随時受け付けますが、利用希望月の**2か月前の月の1日**までに教育委員会事務局へ送付してください。（例：6月から利用希望の場合は4月1日までに送付）

※書類に不備があった場合及び登録ができない場合は、団体代表者に連絡します。

(4) 団体登録証の交付

令和6年4月から利用希望の団体は、令和6年3月2日(土)の利用受付の際にお渡しいたします。それ以降は、団体代表者へ送付いたします。

10 利用受付（利用申込・調整）

利用の申込みは、**利用月の前月第1土曜日**、次の場所にて受け付けます。受付日以外に申込みは行えませんので注意してください。（令和6年5月と令和7年1月は**第2土曜日**）

事前に利用団体登録が完了した団体のみ参加できます。団体登録証を持参してください。

学校名	受付日	受付時間	受付会場	受付会場までの交通
川崎区 臨港中学校	令和6年 3月2日 4月6日	午前10時	教育文化会館	JR・京急「川崎」下車徒歩15分、 またはバス「教育文化会館前」下車徒歩2分
幸区 塚越中学校		午前 11時30分	幸市民館	JR南武線「矢向」・「鹿島田」下車徒歩20分、市バス「幸区役所入口」下車徒歩2分
中原区 東住吉小学校	5月11日	(テニスコート)	中原市民館	JR南武線または東急東横線「武蔵小杉」下車徒歩5分
	6月1日 7月6日 8月3日	午後2時 (校庭) 午後2時30分		
高津区 久本小学校	9月7日 10月5日 11月2日	午前 11時30分	高津市民館	JR南武線「武蔵溝ノ口」・東急田園都市線「溝の口」下車 駅前ノクティ2 11階
宮前区 菅生中学校	12月7日	午後2時	宮前市民館	東急田園都市線「宮前平」下車 徒歩約8分
多摩区 南生田中学校	令和7年 1月11日 2月1日		多摩市民館	JR南武線「登戸」下車徒歩10分または小田急線「向ヶ丘遊園」北口下車徒歩5分
麻生区 麻生小学校			麻生市民館	小田急線「新百合ヶ丘」北口下車徒歩3分

※利用する団体は、各学校で行われる**利用調整会議にも出席する必要があります。**

- (1) 複数の団体間で利用希望日が重なった場合、抽選または話し合いで調整し、利用団体を決定します。
- (2) 利用日が決定した団体は、「利用申込書（3枚複写）」を各受付会場で提出してください。担当者が『委員長印』を押印した「利用許可書」を発行しますので、利用する日数分の「利用報告書」とともに、必ず受け取ってください。

1.1 利用について

- (1) 学校施設は、利用を許可された（利用団体登録証の発行を受けた）団体のみ利用できます。
- (2) 初めて利用する団体は、事前に開放指導員から校庭の利用方法の説明を受けてください。利用できる設備については、学校で確認できます。
- (3) 利用開始前に「団体登録証」と「利用許可書」を開放指導員に提示してください。
- (4) 利用後は「利用報告書」に必要事項を記入の上、開放指導員の指示に従って提出してください。
- (5) コインは最大6枚まで入ります。午後9時には自動的に照明が消えますので、利用時間に合わせてコインを投入してください。一度投入したコイン、余分に投入したコインは返却できません。また、コインをまとめて投入すると詰まりの原因となりますので、次のとおり1枚ずつゆっくり投入してください。

- ① コイン投入は1枚ずつ行い、投入後3秒程度待つ。
 - ② コイン数が表示されたことを確認してから、次のコインを投入する。
 - ③ コイン数表示が追加されない場合は、不良コイン返却レバーでコインを戻す。
 - ④ 詰まりが発生した場合は開放指導員に連絡する。
- ※ コイン詰まりが発生した場合、むやみに機械内部に手を入れたり、操作盤を開けたりしないでください。内部に電気配線があり感電するおそれがあります。

- (6) 終了15分前に予告ブザーが鳴ります。校庭内の清掃や用具等の整理整頓を行い、午後9時以降は速やかに退校してください。照明は、午後9時を過ぎると自動的に消灯します。
- (7) 未使用のコインは後日使用できます。購入したコインの払い戻しは行いません。

1.2 利用上の注意

学校施設の開放によって学校教育に支障が生じることがないように、また、各団体が気持ちよく施設を利用することができるように、利用の際には次の点に注意するよう、施設を利用する方全員に周知徹底してください。これらの注意点などが守られない場合、周辺からの苦情が続く場合は、教育委員会が当該団体の利用を不許可とし、又は当該団体の利用登録を取り消すことがあります。

- (1) 施設や設備を汚したり、傷付けたりしないでください。万が一、汚損してしまった場合は、直ちに開放施設管理者へ報告するとともに、利用団体の責任者が速やかに復旧してください。また、故意又は過失で施設や設備をき損又は滅失した場合は弁償していただきます。
- (2) 施設の利用に際しては、開放施設管理者及び開放指導員の指示に従ってください。
- (3) 利用中のケガ、事故及び盗難などについて川崎市は責任を負いかねますので、安全確保や保険への加入は利用団体で対応してください。また、救急車等を呼ぶ際には、学校の住所と車を停める門の位置を聞かれますので、事前に把握しておいてください。
- (4) 学校の設備や用具を無断で移動したり、校内の所定の場所以外に立ち入ったりしないでください。
- (5) 活動に必要な備品、用具及び救急医薬品は各団体で用意してください。学校では用意しません。また、学校の倉庫などに団体の備品、用具を置いたままにしないでください。
- (6) 学校の施設・設備及び用具等を使用した場合は、清掃した上で所定の位置に納め、原状に戻してください。
- (7) 学校の児童生徒が使用する施設ですので、汚したり、傷付けたりしないよう注意し、使用後はレーキ・トンボ・ブラシ等で整備するようお願いいたします。スパイクシューズの使用は禁止です。
- (8) ごみ等は利用者が持ち帰ってください。
- (9) 飲食を目的とした施設利用、施設内での飲食物などの販売、火気の使用、飲酒、喫煙は厳禁とします。
- (10) 学校や教育委員会事務局の行事、施設・設備の状況等により、急遽、利用の中止をお願いすることがあります。
- (11) 利用可能時間外の使用はできません。

- (12)利用申込のキャンセルについては、事前にわかるようでしたら3日前までに学校及び開放指導員に連絡し、キャンセル枠を他の団体に譲っていただくようお願いいたします。また、遅くとも前日までには連絡をするようお願いいたします。
- (13)車両での来校は原則として御遠慮いただき、公共交通機関を利用してください。
- (14)利用団体登録の対象者及び利用者は、利用者名簿に記載された方のみとなりますので記載されていない方は校内へ入れません。
- (15) **利用上の注意については、団体全員に周知・徹底してください。**夜間の利用になりますので、学校周辺への環境に御配慮ください。特に**学校周辺での騒音・ごみの投棄、路上駐車及び近隣商業施設等への駐車・駐輪、路上喫煙等は絶対に行わないでください。**
- (16)活動当日に代表者が不在の場合でも、当日の責任者を明確にしてください。

1 3 学校AEDの利用

各学校で施設開放の利用者も含めて緊急時に直ちに使用できる場所にAEDを設置しています。各団体で、あらかじめ設置場所を確認してください。また、人命に関わることでありますので、緊急の場合には躊躇することなくAEDを使用してください。

1 4 利用の中止・取消等

- (1)天候等によって、校庭の状態が不良な時など、使用できない場合があります。平日の午後4時までは学校に、平日の午後4時以降及び土・祝日は開放指導員に使用の可否を問い合わせてください。
- (2) **利用団体の都合により中止・変更等を行う場合は、3日前までに学校及び開放指導員に連絡してください。**
- ※中止になった利用日を団体間で譲った場合、学校・開放指導員に連絡するとともに利用申込書を提出してください。

1 5 利用の不許可又は利用登録の取消し

「1 2 利用上の注意」や規則が守られない場合、周辺から苦情が続く場合、開放指導員、学校施設開放運営委員会、学校の指導等に従わない場合は、教育委員会が当該団体の利用を不許可とし、又は当該団体の利用登録を取り消すことがあります。

1 6 感染症の流行時や悪天候の際の対応

学校において感染症が流行し、集団活動の自粛が求められる場合や、雪や雨、風による警報が発令されて行き帰りの安全確保が難しいと考えられる場合には、無理をせず、利用を中止してください。また、高温多湿となることが予想される日や、暑さ指数(WBGT)が高い場合には、熱中症を予防するため、活動時間を短縮し、激しい運動を控えるなど適切な判断をお願いします。

(1)基本的な感染対策の実施

- ア 感染症の拡大を防ぐため、運営委員会の指示に従って次に掲げる「基本的な感染対策」を講じてください。
- ・「三つの密」(密閉空間(換気の悪い密閉空間)、密集場所(多くの人が密集している)、密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避
 - ・人と人との距離の確保
 - ・手洗い等の手指衛生(施設利用前後、器具・用具の使用前後など)
 - ・換気
 - ・大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)の利用後の消毒
- イ 症状がある方、感染症の検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方の施設利用は控えてください。
- ウ 感染が大きく拡大した場合は、さらなる感染対策をお願いする場合があります。

(2)学校に避難所が開設される場合

台風の接近が予想される場合や土砂災害のおそれがある場合など、学校に避難所が開設される場合は、その準備時間を含め施設の利用ができません。なお、避難所開設に当たり、学校は非常に多忙な状況となり、運営委員会の方や、その日に利用する団体へ、利用中止の旨を連絡できないことが考えられます。避難所の開設状況は市のウェブサイトへ掲載されますので、避難所開設の可能性のある場合は、お出かけ前に確認するか、電話などで地域教育推進課へお問い合わせください。

17 個人情報の取扱いについて

学校施設有効活用事業において本市が取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に基づき管理し、教育委員会事務局・学校と利用団体との連絡など、当該事業の実施のために使用します。

18 問合せ先

川崎市教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階

TEL 044-200-1142

FAX 044-200-3950

メール 88chiiki@city.kawasaki.jp

19 校庭利用後の整地について

校庭利用後に整地を行わないと校庭の状態が悪化し、児童・生徒のけが等につながります。利用後は、次の手順を参考にして必ず整地を行い、原状に復してください。なお、使用する道具などは学校によって異なりますので、運営委員会に確認してください。

1 使用する道具



レーキ（又はトンボ）



コートブラシ

2 手順

- (1) レーキで地面を平にしてください。足跡などの凸凹がある場合、土の塊をほぐし、校庭全体が均一になるよう、丁寧に地面をならしてください。



足跡などの凸凹

校庭整地方法

【校庭 使用後の断面図】

凸部上の土の塊をほぐす(レーキ または トンボ)



凹部を埋める(レーキ または トンボ)



ならす(ブラシ)



- (2) レーキでならした後はコートブラシをかけて表面を整えてください。ブラシをかけることで危険物が目立ちやすくなります。コートブラシだけでは、掘り返し等による凸凹をならすことができません。



整地後の校庭

3 注意点

- (1) 雨や雪が予想される場合、利用の中止をお願いすることがあります。
- (2) 雨が上がっていても校庭の状態が悪い場合は使用できません。地面がぬかるんでいる状態では絶対に踏み入れないでください。
- (3) 整地は施設開放の利用時間内に行ってください。